

## 2 - ① 「内部質保証に関する方針」

制定 2020年12月2日

改訂 2023年10月1日

### 1. 基本方針

本学は、建学の精神に基づく理念・目的を実現するために、自己点検・評価とPDCA サイクルを機軸とする内部質保証システムを構築し、十分にこれを機能させることにより、恒常的・継続的に大学教育の質の保証及び改善に取り組むものとする。

#### (1) 自己点検・評価の方法

自己点検・評価は毎年度実施する。また、法人、大学全体及び研究科、学部等の部局別及び自己点検・評価項目別に実施する。

#### (2) 外部評価の導入

大学基準協会等による外部評価のみならず、毎年度における自己点検・評価の評価検証においても学外者による外部評価を導入し、自己点検・評価の客観性・妥当性の確保に努める。

#### (3) 教育研究・教学上の情報集積と分析

自己点検・評価の客観性・妥当性を確保するために、教育研究及び教学等に関わる情報を集積し、IRによる分析・評価等を行う。

#### (4) 結果の公表

自己点検・評価及び外部評価等の結果については、学外へ公表する。

#### (5) PDCA サイクルの実質化

自己点検・評価及び外部評価等結果の当該部局へのフィードバック、及び恒常的に実施されるFD・SD研究会での議論等を通じて、PDCA サイクルが内部質保証に果たす役割の重要性を全教職員に認識させ、PDCA サイクルの実質化を図る。

### 2. 組織体制

本学は、学長のガバナンスのもと、内部質保証にかかわる適切な内部統制組織を構築するものとする。

#### (1) 全学的組織

全学的な内部質保証推進の責任を担う組織として、大学評価審議会を設置する。

大学評価審議会は、全学及び研究科・学部・センター等の内部質保証の適切性と改善向上にかかわる評価検討を行う。

#### (2) 大学評価審議会の下に専門委員会を設置する。

##### ・内部質保証推進委員会

学部・研究科の教育の内部質保証に係る施策の実施・運営・管理に関する事項、及び

点検・評価（PDCA サイクル）に関する事項を所管する。

- ・自己点検・評価委員会

大学・学部・研究科に関する自己点検・評価のあり方、実施、自己点検・評価結果に関する事項及び、公益財団法人大学基準協会の定める認証評価基準への対応に関する事項を所管する。

- ・総合的業績評価委員会

大学における教育・研究・学内外活動の充実を図ることを目的に、「東海大学総合的業績評価制度内規」に基づく、総合的業績評価結果の検証及び「東海大学総合的業績評価制度内規」の改訂に係る審議を所管する。

(3) 研究科及び学部等組織

研究科及び学部・センター等の内部質保証推進の責任を担う組織として、研究科評価委員会、学部等評価委員会を設置する。

(4) 事務組織

内部質保証の推進を円滑に図るため、適切に事務系組織を設置する。

(5) 内部質保証に関わる各組織の役割分担

内部質保証に関わる各組織の役割分担は、別紙「内部質保証体制図」の通りとする。

以上